

広野町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の 変更理由書

1 変更の理由

今回の変更は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）が施行されたことに伴い、変更を行うものである。

2 主な変更の内容

- (1) 農業を担う者の確保及び育成等に関する事項の追加
- (2) 「農業経営・就農支援センター」の設置に関する事項の追加
- (3) 地域計画が法定化されたこと（地域計画推進事業の新設）に関する事項の追加